

専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件の一部を改正する件の概要

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 58 号）における金融商品取引法施行令の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備を行う。